

高知大学教育学部附属学校園運営委員会規則

平成 23 年 12 月 14 日
規 則 第 40 号

最終改正 平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号

(目的)

第 1 条 高知大学教育学部附属学校園の役割及び新たな活用方策等を検討するとともに、高知県内の初等中等・特別支援教育の課題に応えるため、高知大学教育学部附属学校園運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属学校園の中期目標及び中期計画の策定・評価に関すること。
- (2) 附属学校園が行う教育・研究・運営等の方針に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育担当）
- (2) 教育学部長
- (3) 附属学校園長
- (4) 総務部長
- (5) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事（教育担当）をもって充て、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長の任務を補佐する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(招集)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、特定の事項を協議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係部局等の協力を得て、総務部総務課教育事務室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年12月14日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日規則第38号)

この規則は、平成28年12月14日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日規則第94号)

この規則は、平成29年3月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日規則第68号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。